

第1 市町村民税

1 個人均等割の納税義務者数等（第2-1表）

令和2年度の納税義務者数の対前年度増減率は、大都市、都市で増加しており、県全体で0.5%の増となった。また、税額についても県全体で0.5%の増となっている。

第2-1表 個人均等割納税義務者数等の推移

（単位：人、百万円、%）

区分	28	29	30	R1	R2	対前年度増減率				R2構成比	
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1		
個人均等割 納税義務者数	大都市	693,056	701,498	710,533	718,086	720,257	1.2	1.3	1.1	0.3	27.1
	都市	1,746,623	1,766,143	1,784,886	1,804,421	1,813,772	1.1	1.1	1.1	0.5	68.2
	町	124,392	124,977	125,152	123,931	125,648	0.5	0.1	△ 1.0	1.4	4.7
	県計	2,564,071	2,592,618	2,620,571	2,646,438	2,659,677	1.1	1.1	1.0	0.5	100.0
個人均等割 税額	大都市	2,426	2,455	2,487	2,801	2,809	1.2	1.3	12.6	0.3	29.3
	都市	6,113	6,182	6,247	6,316	6,348	1.1	1.1	1.1	0.5	66.1
	町	435	437	438	434	440	0.4	0.2	△ 0.9	1.4	4.6
	県計	8,974	9,074	9,172	9,551	9,597	1.1	1.1	4.1	0.5	100.0

（注）「課税状況調（第2表）」による。

## 2 法人均等割及び法人税割の納税義務者数

(1) 法人均等割の納税義務者数 (第2-2表、第2-3表)

令和2年度の納税義務者数の対前年度増減率は、0.8%の増となっており、法人種別構成比は、前年度と同程度となっている。

第2-2表 法人均等割納税義務者数の状況

(単位:人、%)

区 分	令和2年度法人均等割納税義務者数(法312条1項)										構成比
	①号	②号	③号	④号	⑤号	⑥号	⑦号	⑧号	⑨号	計	
大都市	32,123	333	7,753	609	2,197	314	2,190	142	360	46,021	33.5
都市	61,709	494	14,103	1,257	3,212	556	3,783	270	627	86,011	62.5
町	3,840	18	994	102	208	34	279	21	42	5,538	4.0
県計A	97,672	845	22,850	1,968	5,617	904	6,252	433	1,029	137,570	100.0
前年度 (県計)B	96,048	862	23,008	1,978	5,693	892	6,485	431	1,071	136,468	
A - B	1,624	△ 17	△ 158	△ 10	△ 76	12	△ 233	2	△ 42	1,102	
30構成比	70.2	0.6	17.0	1.4	4.2	0.7	4.8	0.3	0.8	100.0	
R1構成比	70.4	0.6	16.9	1.4	4.2	0.7	4.8	0.3	0.8	100.0	
R2構成比	71.0	0.6	16.6	1.4	4.1	0.7	4.5	0.3	0.7	100.0	

(注) 「①号」とは、法第312条第1項第1に該当する法人であり、その他についても号数に応じた法人の区分を示している。

第2-3表 法人均等割納税義務者数の推移

(単位:人、%)

区 分	28	29	30	R1	R2	対前年度増減率				R2構成比	
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1		
法人均等割納税義務者数	大都市	43,809	44,726	45,348	46,228	46,021	2.1	1.4	1.9	△ 0.4	33.5
	都市	80,259	81,905	83,330	84,711	86,011	2.1	1.7	1.7	1.5	62.5
	町	5,290	5,504	5,527	5,529	5,538	4.0	0.4	0.0	0.2	4.0
	県計	129,358	132,135	134,205	136,468	137,570	2.1	1.6	1.7	0.8	100.0

(注)「課税状況調(第1表)」による。

(2) 法人税割の納税義務者数 (第2-4表)

令和2年度の法人税割の納税義務者数は前年度から1.3%の増加、同納税者数は0.7%の減少となっている。

第2-4表 法人税割の納税義務者数の推移

(単位:人、%)

区 分	28	29	30	R1	R2	対前年度増減率				R2構成比	
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1		
法人税割納税義務者数	大都市	38,497	39,278	40,022	40,688	41,186	2.0	1.9	1.7	1.2	31.3
	都 市	79,706	81,364	82,800	84,123	85,344	2.1	1.8	1.6	1.5	64.6
	町	5,236	5,365	5,291	5,304	5,314	2.5	△ 1.4	0.2	0.2	4.1
	県 計	123,439	126,007	128,113	130,115	131,844	2.1	1.7	1.6	1.3	100.0
納税者数	大都市	16,016	16,700	17,055	17,736	17,488	4.3	2.1	4.0	△ 1.4	32.0
	都 市	33,003	32,954	34,073	35,307	35,083	△ 0.1	3.4	3.6	△ 0.6	63.9
	町	2,040	2,108	2,213	2,231	2,291	3.3	5.0	0.8	2.7	4.1
	県 計	51,059	51,762	53,341	55,274	54,862	1.4	3.1	3.6	△ 0.7	100.0

(注)「課税状況調(第1表)」による。

### 3 所得割

#### (1) 総括(第2-5表)

令和2年度の納税義務者数は、県計の対前年比で0.5%の増加となっている。

所得割額についても、県計で対前年比で0.3%増加している。

第2-5表 所得割の推移(総括表)

(単位:人、百万円、%)

区 分	28	29	30	R1	R2	対前年度増減率				R2構成比	
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1		
所得 納税義務者数	大都市	655,906	664,691	672,748	679,600	682,408	1.3	1.2	1.0	0.4	27.5
	都市	1,624,486	1,643,840	1,658,056	1,677,520	1,686,166	1.2	0.9	1.2	0.5	68.0
	町	109,435	110,110	110,116	110,537	110,601	0.6	0.0	0.4	0.1	4.5
	県計	2,389,827	2,418,641	2,440,920	2,467,657	2,479,175	1.2	0.9	1.1	0.5	100.0
所得割額	大都市	89,241	90,038	121,179	122,261	123,238	0.9	34.6	0.9	0.8	35.3
	都市	206,803	206,963	211,274	214,398	214,525	0.1	2.1	1.5	0.1	61.5
	町	10,761	10,828	10,854	11,110	11,082	0.6	0.2	2.4	△ 0.3	3.2
	県計	306,806	307,829	343,307	347,769	348,845	0.3	11.5	1.3	0.3	100.0

(注)「課税状況調(第12表)」による。

(2) 納税義務者数（第2-6表、第2-7表、第2-8表）

給与所得者の増加により、総合課税の対象となる納税義務者数は0.6%増加している。

第2-6表 所得区分別納税義務者数の推移

(単位:人、%)

区 分	30	R1	R2	R2-R1	増減率	R2構成比
					R2/R1	
給与所得者	1,933,201	1,966,196	1,987,853	21,657	1.1	80.1
営業所得者	86,644	87,009	84,201	△ 2,808	△ 3.2	3.4
農業所得者	2,518	2,437	2,051	△ 386	△ 15.8	0.1
その他の所得者	376,434	372,530	368,778	△ 3,752	△ 1.0	14.9
小 計	2,398,797	2,428,172	2,442,883	14,711	0.6	98.5
譲渡所得者(分離)	34,865	42,123	36,299	△ 5,824	△ 13.8	1.5
計	2,433,662	2,470,295	2,479,182	8,887	0.4	100.0
住民基本台帳人口	5,606,545	5,589,708	5,523,627	△ 66,081	△ 1.2	

(注)

1 「課税状況調(第5表～第12表)」による。

2 所得者を、「給与所得者」、「営業所得者」、「農業所得者」及び「その他の所得者」に区分しているが、これらの所得者のうち、分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得及び先物取引に係る雑所得等について分離課税を行っている者は、これらの所得者から除外し、「譲渡所得者(分離)」として掲げている。

なお、2以上の所得を有する納税義務者の所得区分は、2以上の所得のうち最も多額となる所得によって区分している。

以下、所得者区分別表において、同様とする。

第2-7表 令和2年度の有資格者及び失格者の状況

(単位:人、%)

区 分	納 税 義 務 者 数			有 資 格 者 率	
	有資格者 A	失格者 B	計 C A+B	A/C	前 年 度
給 与 所 得 者	1,851,678	136,175	1,987,853	93.1	93.1
営 業 所 得 者	75,364	8,837	84,201	89.5	89.9
農 業 所 得 者	1,817	234	2,051	88.6	90.5
そ の 他 の 所 得 者	334,675	34,096	368,771	90.8	91.6
小 計	2,263,534	179,342	2,442,876	92.7	92.9
譲 渡 所 得 者 ( 分 離 )	35,537	762	36,299	97.9	98.1
計	2,299,071	180,104	2,479,175	92.7	92.9

(注) 1 「課税状況調(第5表～第12表)」による。

2 有資格者・失格者とは、所得税の納税義務の有無を指す。

第2-8表 収入の課税最低限モデル(給与所得者)の推移

(単位:千円)

所 得 発 生 年 ( 住 民 税 課 税 年 度 )	所得税①	住民税②	差 (①-②)	改正内容
16年所得(17年度)	3,250	2,700	550	
17年所得(18年度)	3,250	2,700	550	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
18年所得(19年度)	3,250	2,700	550	
19年所得(20年度)	3,250	2,700	550	
20年所得(21年度)	3,250	2,700	550	
21年所得(22年度)	3,250	2,700	550	
22年所得(23年度)	3,250	2,700	550	
23年所得(24年度)	3,250	2,700	550	
24年所得(25年度)	3,250	2,700	550	
25年所得(26年度)	3,250	2,700	550	
26年所得(27年度)	3,250	2,700	550	
27年所得(28年度)	3,250	2,700	550	
28年所得(29年度)	3,545	2,945	600	
29年所得(30年度)	3,545	2,945	600	
30年所得(元年度)	3,545	2,945	600	
元年所得(02年度)	3,545	2,945	600	

(注) 標準世帯(夫婦及び子供2人で構成される世帯)における所得税・住民税の課税最低限(配偶者特別控除を含み子のうち1人は一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象に該当するものとしている)を示している。一定の社会保険料が控除されるものとして計算を行っている(収入×10%)。

- (3) 総所得金額等の状況(表2-9表、第2-10表、第2-11表)  
 土地等の譲渡所得を除いた総所得金額等は、県計で0.7%増となっている。  
 また、所得割額については、それぞれ大都市は0.8%、都市は0.1%の増加、町は0.3%の減

第2-9表 総所得金額等その他と所得割額との相互関係

(単位:百万円、%)

区 分	28	29	30	R1	R2	対前年度増減率				R2構成比	
						29/28	30/29	R1/30	R2/R1		
総所得金額等	大都市	2,283,216	2,321,747	2,356,851	2,398,717	2,421,500	92.7	1.5	1.8	0.9	28.7
	都市	5,364,728	5,450,658	5,547,454	5,666,796	5,702,911	98.1	1.8	2.2	0.6	67.5
	町	310,402	313,212	315,764	319,401	319,910	92.7	0.8	1.2	0.2	3.8
	県計	7,958,346	8,085,617	8,220,069	8,384,914	8,444,321	1.6	1.7	2.0	0.7	100.0
所得控除額	大都市	764,118	780,126	791,636	800,329	805,578	2.1	1.5	1.1	0.7	27.6
	都市	1,876,800	1,911,455	1,940,487	1,970,324	1,986,853	1.8	1.5	1.5	0.8	68.0
	町	125,312	126,313	126,932	128,014	128,407	0.8	0.5	0.9	0.3	4.4
	県計	2,766,230	2,817,894	2,859,055	2,898,667	2,920,838	1.9	1.5	1.4	0.8	100.0
課税標準額	大都市	1,598,869	1,630,272	1,667,994	1,692,984	1,701,461	2.0	2.3	1.5	0.5	29.2
	都市	3,704,876	3,716,165	3,866,518	3,940,766	3,931,738	0.3	4.0	1.9	△ 0.2	67.4
	町	190,534	192,900	193,983	203,188	201,697	1.2	0.6	4.7	△ 0.7	3.5
	県計	5,494,279	5,539,337	5,728,495	5,836,938	5,834,896	0.8	3.4	1.9	0.0	100.1
所得割額	大都市	89,241	90,038	121,179	122,261	123,238	0.9	34.6	0.9	0.8	35.3
	都市	206,803	206,963	211,274	214,398	214,525	0.1	2.1	1.5	0.1	61.5
	町	10,761	10,828	10,854	11,110	11,081	0.6	0.2	2.4	△ 0.3	3.3
	県計	306,805	307,829	343,307	347,769	348,844	0.3	11.5	1.3	0.3	100.1

(注)「課税状況調(第12表)」による。

第2-10表 所得者区分別総所得金額等の推移

(単位:百万円、%)

区 分	29	30	R1	R2	R2-R1	対前年度増減率	
						R2/R1	R2構成比
給与所得者	6,716,194	6,818,614	6,997,005	7,097,115	100,110	1.4	84.0
営業所得者	357,052	350,543	355,937	349,509	△ 6,428	△ 1.8	4.1
農業所得者	9,804	7,052	6,623	4,995	△ 1,628	△ 24.6	0.1
その他の所得者	780,456	768,016	771,735	748,463	△ 23,272	△ 3.0	8.9
小 計	7,863,506	7,944,225	8,131,300	8,200,082	68,782	0.8	97.1
譲渡所得者(分離)	222,111	275,845	254,041	244,239	△ 9,802	△ 3.9	2.9
計	8,085,617	8,220,070	8,385,341	8,444,321	58,980	0.7	100.0

(注)上記の各欄には、土地建物等に係る譲渡所得等は含まれていない。

(4) 所得控除の状況（第2-11表）

扶養控除は1.1%減となった。一方で勤労学生控除が19.4%、社会保険料控除が1.5%増となったため所得控除額は増加している。

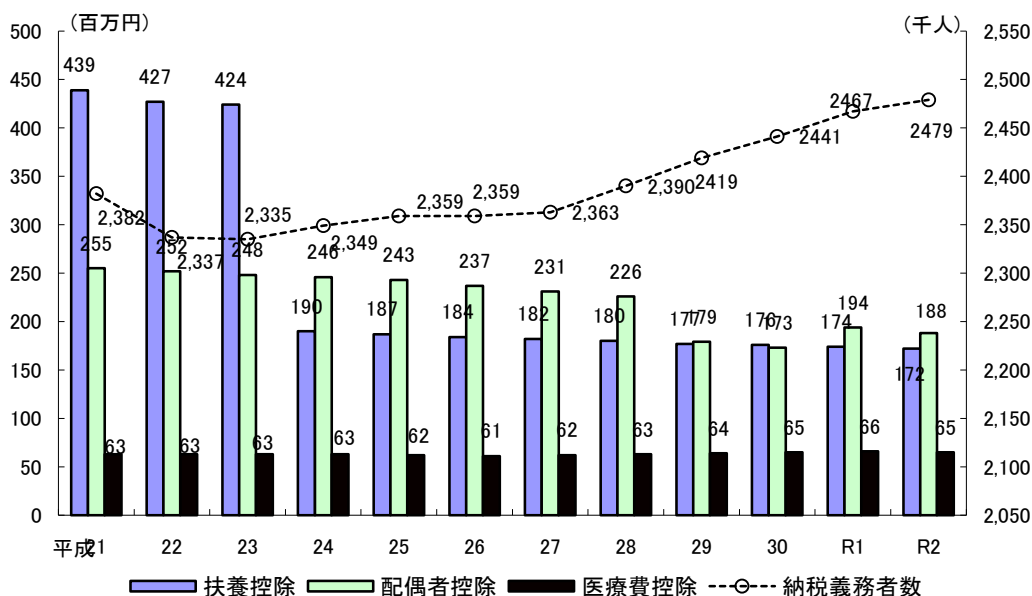
第2-11表 所得控除の推移

(単位:百万円、人、%)

区 分	R1	R2	R2-R1	増減率	所得控除を行った 納税義務者数
				R2/R1	
雑 損	416	246	△ 170	△ 40.9	496
医 療 費	66,252	65,369	△ 883	△ 1.3	321,535
(うちセルフメディケーション 税制に係るもの)	26	20	△ 6	100.0	678
社 会 保 険 料	1,441,376	1,463,198	21,822	1.5	2,349,676
小規模企業共済等掛金	36,859	40,094	3,235	8.8	96,507
生 命 保 険 料	87,836	88,369	533	0.6	1,789,551
地 震 保 険 料	3,204	3,232	28	0.9	472,329
障 害 者	27,233	27,090	△ 143	△ 0.5	92,787
寡 婦	13,514	13,772	258	1.9	46,776
寡 夫	1,238	1,244	6	0.5	4,728
勤 労 学 生	62	74	12	19.4	242
配 偶 者	194,078	188,615	△ 5,463	△ 2.8	642,793
配 偶 者 特 別	33,189	34,491	1,302	3.9	59,784
扶 養	174,286	172,314	△ 1,972	△ 1.1	343,887
特別障害者のうち同居特別 障害加算分(23万円)	4,497	4,365	△ 132	△ 2.9	19,672
基 礎	814,086	817,912	3,826	0.5	2,440,920
計	2,898,152	2,920,405	22,253	0.8	8,682,361

(注)「課税状況調(第12表、第19表、第58表)」による。

第2-1図 納税義務者数及び主な所得控除の推移





## (5) 所得割額の状況（第2-12表）

第2-12表 所得区別所得割額の推移

区 分	29	30	R1	R2	R2-R1	増減率	R2構成比
						R2/R1	
給 与 所 得 者	252,857	279,227	278,418	284,810	6,392	2.0	82.6
営 業 所 得 者	14,232	15,056	15,214	14,975	△ 239	△ 2.0	4.3
農 業 所 得 者	347	241	227	157	△ 70	△ 31.0	0.0
そ の 他 の 所 得 者	23,597	25,209	25,316	24,216	△ 1,100	△ 4.0	7.0
小 計	291,033	319,733	319,175	324,158	4,983	2.0	94.0
譲 渡 所 得 者 ( 分 離 )	16,797	23,574	22,198	20,753	△ 1,445	△ 7.0	6.0
計	307,830	343,307	341,373	344,911	3,538	1.0	100.0

(注) 1 「課税状況調(第5表～第12表)」による。  
2 減免後の数値である。

(参考) 退職所得の分離課税に係る所得割 (単位: 百万円、人、%)

	30年度 徴収 (R1課税状況)	R1年度 徴収 (R2課税状況)	R1-30	増減率
				R1/30
所 得 割 額	3,068	3,315	247	8.1
納 税 義 務 者 数	13,460	14,210	750	5.6

(注) 「課税状況調(第20表)」による。

(参考) 税額控除・税額調整・減免等の推移

(単位: 百万円、%、人)

区 分	29	30	R1	R2	R2-R1	増減率	R2 税額控除適用 納税義務者数
						R2/R1	
配 当 控 除	428	531	596	552	△ 44	△ 7.4	37,924
住宅借入金等特別税額控除	3,923	4,781	5,214	5,303	89	1.7	115,494
寄 付 金 税 額 控 除 (うち1号に係るもの)	5,708	8,673	11,575	11,842	267	2.3	153,750
外 国 税 額 控 除	46	28	37	22	△ 15	△ 40.5	367,062
小 計	10,105	14,013	28,704	29,188	484	1.7	674,230
調 整 控 除	5,002	5,458	5,458	5,463	5	0.1	2,479,125
配当割及び株式等譲渡 所得割額の控除額	673	1,270	927	857	△ 70	△ 7.6	762,834
合 計	9,645	9,930	35,089	35,508	419	1.2	3,916,189
税 額 調 整 額	35	32	30	27	△ 3	△ 10.0	
減 免 税 額	142	150	145	154	9	6.2	

(注) 1 「課税状況調(第12表、第19表、第42表)」による。

2 「うち1号に係るもの」は、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう  
(地方税法第321条の7第1項第1号)。

## (6) 給与所得金額の状況(第2-13表)

第2-13表 給与所得に係る収入金額等の状況

(単位:百万円、人、%)

区 分		28	29	30	R1	R2	対前年増減率				R2構成比
							29/28	30/29	R1/30	R2/R1	
給与所得に係る収入金額	大都市	2,677,111	2,730,962	2,776,102	2,831,982	2,869,191	2.0	1.7	2.0	1.3	28.6
	都市	6,308,794	6,422,557	6,544,155	6,703,942	6,792,294	1.8	1.9	2.4	1.3	67.6
	町	375,073	377,797	381,908	387,156	388,220	0.7	1.1	1.4	0.3	3.9
	県計	9,360,978	9,531,316	9,702,165	9,923,080	10,049,705	1.8	1.8	2.3	1.3	100.1
給与所得控除額	大都市	747,998	759,663	769,067	782,451	791,049	1.6	1.2	1.7	1.1	27.9
	都市	1,809,931	1,835,682	1,861,723	1,899,766	1,922,873	1.4	1.4	2.0	1.2	67.9
	町	114,906	115,543	116,324	117,544	117,883	0.6	0.7	1.0	0.3	4.2
	県計	2,672,835	2,710,888	2,747,114	2,799,761	2,831,805	1.4	1.3	1.9	1.1	100.0
特定支出控除額	大都市	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0.0
	都市	75	60	39	37	25	△ 20.0	△ 35.0	△ 5.1	△ 32.4	100.0
	町	0	0	7	0	0	-	皆増	皆減	-	0.0
	県計	75	60	46	37	25	△ 20.0	△ 23.3	△ 19.6	△ 32.4	100.0
給与所得金額	大都市	1,929,113	1,971,298	2,007,035	2,049,530	2,078,142	2.2	1.8	2.1	1.4	28.7
	都市	4,498,788	4,586,815	4,682,393	4,804,139	4,869,395	2.0	2.1	2.6	1.4	67.6
	町	260,167	262,255	265,583	269,612	270,337	0.8	1.3	1.5	0.3	3.7
	県計	6,688,068	6,820,368	6,955,011	7,123,281	7,217,874	2.0	2.0	2.4	1.3	100.0
納税義務者数	大都市	551,488	560,203	568,977	577,290	582,131	1.6	1.6	1.5	0.8	27.5
	都市	1,365,369	1,382,621	1,401,950	1,424,019	1,439,991	1.3	1.4	1.6	1.1	68.1
	町	91,952	92,317	92,603	93,172	93,625	0.4	0.3	0.6	0.5	4.4
	県計	2,008,809	2,035,141	2,063,530	2,094,481	2,115,747	1.3	1.4	1.5	1.0	100.0

(注)「課税状況調(第14表)」による。

## (7) 土地建物等の譲渡所得に係る分離課税の状況(第2-14表)

第2-14表 土地建物等の譲渡所得・株式等に係る譲渡所得・商品先物取引に係る雑所得に係る分離課税  
(算出税額)の推移

(単位:千円、%)

区分		28	29	30	R1	R2	対前年増減率				R2構成比
							29/28	30/29	R1/30	R2/R1	
分離短期譲渡所得分	大都市	33,027	75,282	42,053	62,653	46,631	127.9	△ 44.1	49.0	△ 25.6	42.5
	都市	74,271	76,179	70,963	77,478	61,253	2.6	△ 6.8	9.2	△ 20.9	55.9
	町	1,098	1,821	1,783	3,041	1,712	65.8	△ 2.1	70.6	△ 43.7	1.6
	県計	108,396	153,282	114,799	143,172	109,596	41.4	△ 25.1	24.7	△ 23.5	100.0
分離長期譲渡所得分	大都市	1,058,693	1,239,305	1,605,414	1,741,229	1,717,682	17.1	29.5	8.5	△ 1.4	32.0
	都市	3,469,628	3,159,518	3,321,595	3,917,916	3,529,209	△ 8.9	5.1	18.0	△ 9.9	65.7
	町	108,594	137,681	105,644	121,883	122,787	26.8	△ 23.3	15.4	0.7	2.3
	県計	4,636,915	4,536,504	5,032,653	5,781,028	5,369,678	△ 2.2	10.9	14.9	△ 7.1	100.0
株式等に係る譲渡所得等分	大都市	1,067,738	850,751	1,259,153	987,321	822,763	△ 20.3	48.0	△ 21.6	△ 16.7	28.7
	都市	2,673,570	1,415,743	2,737,867	2,236,086	1,883,717	△ 47.0	93.4	△ 18.3	△ 15.8	65.7
	町	43,098	15,918	10,804	10,657	158,869	△ 63.1	△ 32.1	△ 1.4	1,390.7	5.5
	県計	3,784,406	2,282,412	4,007,824	3,234,064	2,865,349	△ 39.7	75.6	△ 19.3	△ 11.4	99.9
上場株式等に係る配当所得分	大都市	147,184	149,541	277,498	249,605	263,131	1.6	85.6	△ 10.1	5.4	9.2
	都市	105,239	76,344	149,819	130,841	121,057	△ 27.5	96.2	△ 12.7	△ 7.5	4.2
	町	3,448	3,666	2,342	1,696	1,557	6.3	△ 36.1	△ 27.6	△ 8.2	0.1
	県計	255,871	229,551	429,659	382,142	385,745	△ 10.3	87.2	△ 11.1	0.9	13.5
商品先物取引に係る雑所得等分	大都市	57,300	64,892	69,252	78,785	44,126	13.2	6.7	13.8	△ 44.0	43.6
	都市	98,194	70,804	56,498	67,922	56,104	△ 27.9	△ 20.2	20.2	△ 17.4	55.4
	町	3,149	4,573	2,164	2,457	1,080	45.2	△ 52.7	13.5	△ 56.0	1.1
	県計	158,643	140,269	127,914	149,164	101,310	△ 11.6	△ 8.8	16.6	△ 32.1	100.1
計	大都市	2,363,942	2,379,771	3,253,370	3,119,593	2,894,333	0.7	36.7	△ 4.1	△ 7.2	32.8
	都市	6,420,902	4,798,588	6,336,742	6,430,243	5,651,340	△ 25.3	32.1	1.5	△ 12.1	64.0
	町	159,387	163,659	122,737	139,734	286,005	2.7	△ 25.0	13.8	104.7	3.2
	県計	8,944,231	7,342,018	9,712,849	9,689,570	8,831,678	△ 17.9	32.3	△ 0.2	△ 8.9	100.0

(注)「課税状況調(第57表)」による。

(参考) 住民税(総合課税)のうち、配当所得・利子所得に係るもの(第2-15表)

第2-15表 配当所得金額及び利子所得金額等の推移  
(単位:百万円、人)

配当所得	区分	R1	R2	増減率
	大都市	12,490	13,507	8.1
	都市	43,881	38,389	△ 12.5
	町	852	756	△ 11.3
	県計	57,223	52,652	△ 8.0
	納税義務者数	44,745	43,311	△ 3.2
利子所得	区分	R1	R2	増減率
	大都市	286	398	39.2
	都市	394	608	54.3
	町	12	3	△ 75.0
	県計	692	1,009	45.8
	納税義務者数	692	712	2.9

(注)1 「課税状況調(第19表)」による。

2 利子所得については、県民税利子割で分離課税が行われているが、ここで計上したものはその対象外のものである。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、県民税配当割により特別徴収がされているが、納税者の選択により、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できる。

(参考) 非課税限度額及び課税最低限の状況(第2-16表)

第2-16表 個人均等割及び所得割の非課税限度額等の推移

区分	27	28	29	30	R1	R2
均等割の非課税限度額(千円)	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557
収入ベース						
対前年度比 %	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所得割の非課税限度額(千円)	2,714	2,714	2,714	2,714	2,714	2,714
収入ベース						
対前年度比 %	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考)						
所得割の課税最低限(千円)	2,700	2,945	2,945	2,945	3,545	3,545
収入ベース						
対前年度比 %	0.0	91.7	100.0	100.0	83.1	100.0

(注)1 非課税限度額及び課税最低限は、標準世帯(夫婦及び子供2人で構成される世帯)におけるものを示し、子のうち一人は一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象に該当するものとしている。

2 均等割の非課税限度額は、生活保護基準の級地区分ごとに異なり、上記は1級地の非課税限度額としている。

(参考) 個人住民税の徴収対策

給与所得に係る特別徴収の推進 (第2-17表)

県内市町の特別徴収実施率は **87.0%**と全国の平均を上回っている状況であり、三位一体の改革以降、増嵩する個人住民税の滞納の解消が喫緊の課題となっている。

平成22年度から、県と市町は共同で特別徴収未実施の事業者に対し、普通徴収から特別徴収の切替に向けて取り組んできた。

しかし、未だ特別徴収を実施していない事業者も存在するため、いわゆる一斉指定の取組について平成27年度に県・市町で検討を進めた結果、平成30年度から原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底することを決定した(個人住民税特別徴収の一斉指定に関するオール兵庫共同アピール(平成28年2月22日))。

第2-17表 給与所得に係る特別徴収義務者数等の推移

(単位:人、%)

区分		28	29	30	R1	R2	対前年増減率				R2構成比
							29/28	30/29	R1/30	R2/R1	
特別徴収義務者数	大都市	53,207	55,158	61,964	62,993	63,223	3.7	12.3	1.7	0.4	16.9
	都市	238,969	248,998	274,568	279,491	282,712	4.2	10.3	1.8	1.2	75.5
	町	24,271	25,377	28,206	28,445	28,592	4.6	11.1	0.8	0.5	7.6
	県計	316,447	329,533	364,738	370,929	374,527	4.1	10.7	1.7	1.0	100.0
給与所得に係る納税義務者数	大都市	535,631	544,474	552,306	561,001	566,092	1.7	1.4	1.6	0.9	27.3
	都市	1,340,682	1,360,780	1,380,054	1,401,708	1,417,118	1.5	1.4	1.6	1.1	68.2
	町	92,455	92,919	93,177	93,487	93,719	0.5	0.3	0.3	0.2	4.5
	県計	1,968,768	1,998,173	2,025,537	2,056,196	2,076,929	1.5	1.4	1.5	1.0	100.0
うち特別徴収により納付する納税義務者数	大都市	438,953	450,447	475,289	484,959	489,860	2.6	5.5	2.0	1.0	27.1
	都市	1,086,790	1,121,203	1,191,263	1,215,609	1,235,217	3.2	6.2	2.0	1.6	68.3
	町	73,533	75,592	81,311	82,062	82,470	2.8	7.6	0.9	0.5	4.6
	県計	1,599,276	1,647,242	1,747,863	1,782,630	1,807,547	3.0	6.1	2.0	1.4	100.0
特別徴収実施率	大都市	82.0	82.7	86.1	86.4	86.5	0.9	3.4	0.3	0.1	—
	都市	81.1	82.4	86.3	86.7	87.2	1.6	3.9	0.4	0.5	—
	町	79.5	81.4	87.3	87.8	88.0	2.4	5.9	0.5	0.2	—
	県計	81.2	82.4	86.3	86.7	87.0	1.5	3.9	0.4	0.3	—

(注)「課税状況調(第2表、第3表)」による。特別徴収実施率は、納税義務者ベースで「特別徴収により納付する納税義務者数」を「給与所得に係る納税義務者数」で除したものの。